

総社市訓令第1号

庁 中 一 般
出 先 機 関

総社市会計事務決裁規程（平成17年総社市訓令第12号）の一部を次のように改正する。

平成26年6月24日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第2条 会計課長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、事案の内容が重要又は異例に属し疑義があるときは、必ず会計管理者の指揮を受けて処理しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護の措置に要した経費並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）、<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に基づく支出負担行為の確認及び支出の決定に関すること。</p> <p>(3)及び(4) 略</p>	<p>第2条 会計課長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、事案の内容が重要又は異例に属し疑義があるときは、必ず会計管理者の指揮を受けて処理しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護の措置に要した経費並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）、<u>母子及び寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に基づく支出負担行為の確認及び支出の決定に関すること。</p> <p>(3)及び(4) 略</p>

附 則

この訓令は、平成26年10月1日から施行する。